百六　市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百八条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百八条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百八条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百九条で定めるもの
百七　市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第百十条で定めるもの
百八　市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百十条で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百十条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百十一条で定めるもの
百九　厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であって第百十一条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十一条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第百十二条で定めるもの
		市町村長	住民票関係情報であって第百十二条で定めるもの
百十　厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの	法務大臣	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
百十一　厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって第百十三条で定めるもの	市町村長	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十三条で定めるもの
百十二　厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百十四条で定めるもの
		市町村長	母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第百十四条で定めるもの

		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十四条で定めるもの
百十三　厚生労働大臣	雇用保険法による雇用安定事業の実施又は能力開発事業の実施に関する事務であって第百十五条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報又は難病の患者に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって第百十五条で定めるもの
百十四　厚生労働大臣	作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）による作業環境測定士の登録に関する事務であって第百十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百十六条で定めるもの
百十五　後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百十七条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの
百十六　後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百十八条で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十八条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十八条で定めるもの
百十七　市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって第百十九条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十九条で定めるもの
百十八　厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者とされた政府が支給する年金である保険給付の支給に関する事務であって第百二十条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十条で定めるもの
		市町村長	住民票関係情報であって第百二十条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百二十条で定めるもの